



平成 29 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス
本 社 住 所 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤 結蔵
(コード番号：2681 東証 第一部)
問 合 せ 先 経営企画部
ゼネラルマネージャー 村上 幸正
(TEL 052-350-5711)

当社元役員に対する訴訟の上告棄却決定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 14 日付け「当社元役員に対する訴訟の提起に関するお知らせ」、平成 27 年 6 月 30 日付け「当社元役員に対する訴訟の判決に関するお知らせ」及び平成 28 年 7 月 29 日付け「当社元役員に対する訴訟の控訴審判決に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の元取締役沢田喜代則、森原哲也、久保田貴之(以下「元役員ら」といいます)を被告として、名古屋地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起し、平成 27 年 6 月 30 日に当社の請求を認容する第一審判決の言い渡しに続き、元役員らの控訴に対して、平成 28 年 7 月 29 日に名古屋高等裁判所により控訴棄却の判決が言い渡されておりましたが、沢田喜代則、森原哲也(以下「上告人ら」といいます)から、当該判決について最高裁判所に上告及び上告受理の申立がなされておりましたところ、平成 29 年 6 月 15 日付けで、最高裁判所において、上告人らの上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされ、上告人らとの間で、当社の請求を認容する第一審判決が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び決定日

最高裁判所 平成 29 年 6 月 15 日

2. 経緯

平成 27 年 6 月 30 日、名古屋地方裁判所より第一審判決の言い渡しがなされましたところ、元役員らは、当該判決について不服として同年 7 月 13 日に控訴を提起し、平成 28 年 7 月 29 日名古屋高等裁判所より控訴棄却の言い渡しがなされました。これにも不服な上告人らから最高裁判所へ上告及び上告受理の申立がなされておりましたが、今般、最高裁判所による決定が言い渡されました。

3. 決定の主文

- ・本件上告を棄却する。
- ・本件を上告審として受理しない。
- ・上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

4. 業績への影響について

今回の決定により、当社の主張があらためて認められたものと理解しております。今後、元役員らからの損害賠償金の回収を行なってまいりますが、現時点で公表しております業績には織り込んでおりません。

以上